第 103 期 中 間 決 算 公 告

2023年12月29日

福岡市中央区大名2丁目12番1号
株式会社　福 岡 中 央 銀 行
取締役頭取　荒　木　英　二

中間貸借対照表（2023年9月30日現在）

（単位:百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	66,927	預金	513,860
有価証券	90,947	譲渡性預金	15,332
貸出金	402,106	借用金	13,200
外国為替	36	その他負債	1,677
その他資産	5,302	未払法人税等	122
有形固定資産	12,901	リース債務	17
無形固定資産	231	資産除去債務	7
前払年金費用	2,462	その他の負債	1,530
支払承諾見返	164	役員株式給付引当金	69
貸倒引当金	△ 3,235	睡眠預金払戻損失引当金	30
		繰延税金負債	14
		再評価に係る繰延税金負債	1,813
		支払承諾	164
		負債の部合計	546,163
		（純資産の部）	
		資本金	4,000
		資本剰余金	2,703
		資本準備金	2,703
		利益剰余金	20,172
		利益準備金	1,396
		その他利益剰余金	18,776
		固定資産圧縮積立金	505
		別途積立金	17,525
		繰越利益剰余金	745
		自己株式	△ 113
		株主資本合計	26,762
		その他有価証券評価差額金	813
		土地再評価差額金	4,105
		評価・換算差額等合計	4,919
		純資産の部合計	31,682
資産の部合計	577,845	負債及び純資産の部合計	577,845

中間損益計算書 （2023年4月 1日から 2023年9月30日まで）

（単位:百万円）

科　　目	金　　額	
経常収益		4,465
資金運用収益	3,631	
(うち貸出金利息)	(3,175)	
(うち有価証券利息配当金)	(418)	
役務取引等収益	578	
その他業務収益	0	
その他経常収益	255	
経常費用		3,801
資金調達費用	57	
(うち預金利息)	(57)	
役務取引等費用	426	
営業経費	3,101	
その他経常費用	215	
経常利益		664
特別損失		0
税引前中間純利益		663
法人税、住民税及び事業税	193	
法人税等調整額	9	
法人税等合計		203
中間純利益		460

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法により償却しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　6年～50年

その他　　3年～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

与信額が一定額以上の要注意先債権以下に相当する大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当中間期末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3)役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員への株式の交付等に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に対する株式給付債務の見込額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4)睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

1.　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	4,386 百万円
危険債権額	6,664 百万円
三月以上延滞債権額	― 百万円
貸出条件緩和債権額	974 百万円
合計額	12,025 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号 2022 年３月 17 日。以下「業種別委員会実務指針第 24 号」という。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,030 百万円であります。

3. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	39,249 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	236 百万円
借用金	13,200 百万円
その他の負債	29 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

現金預け金　　4百万円

その他資産　　2百万円

また、その他資産には、金融商品等差入担保金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

金融商品等差入担保金　　4,000百万円

保証金　　46百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形等は該当ありません。

4. 当座貸越契約及び貸付金等に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高　　74,812百万円

うち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）

74,447百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

5. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める算定方法に基づいて、地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額（路線価）に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

6. 有形固定資産の減価償却累計額　　7,800百万円

7. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する当行の保証債務の額は930百万円であります。

8. 銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は、9.40%であります。

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（(注 1）参照)。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他有価証券	89,713	89,713	—
(2) 貸出金	402,106		
貸倒引当金（＊）	△3,080		
	399,025	399,862	836
資産計	488,739	489,576	836
(1) 預金	513,860	513,870	9
(2) 譲渡性預金	15,332	15,332	0
(3) 借用金	13,200	13,200	—
負債計	542,392	542,402	9
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（＊）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、 金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	中間貸借対照表計上額
非上場株式(＊1)（＊2)	567
組合出資金(＊3)	666

（＊1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊2）当中間会計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

（＊3）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	10,008	13,619	—	23,628
社債	—	38,477	1,334	39,812
株式	9,575	—	—	9,575
その他	2,634	7,183	6,879	16,698
資産計	22,217	59,281	8,214	89,713

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	—	—	399,862	399,862
資産計	—	—	399,862	399,862
預金	—	513,870	—	513,870
譲渡性預金	—	15,332	—	15,332
借用金	—	13,200	—	13,200
負債計	—	542,402	—	542,402

（注 1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

有価証券

上場株式及び上場投資信託は取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル１に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格によっており、国債はレベル１、それ以外の債券は主にレベル２、時価として第三者から入手した相場価格を利用した債券または算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合は主にレベル３に分類しており、社債(銀行保証付私募債)等がこれに含まれております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としてレベル２に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち固定金利によるものは、種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しており、主にレベル３に分類しております。なお、変動金利によるもの及び残存期間が短期間(3 ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、主にレベル３に分類しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としており、主にレベル３に分類しております。

負　債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3 ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２に分類しております。

借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(3 ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル２に分類しております。

（注 2）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2023 年９月 30 日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	△0.02％－2.42％	0.61％

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2023 年９月 30 日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上	評価差額金の変動	購入・売却発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
有価証券								
その他有価証券								
社債	761	―	2	570	―	―	1,334	―
その他	7,703	―	△23	△800	―	―	6,879	―

(3)時価の評価プロセスの説明

当行はミドル部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価評価モデルにより時価評価を行っております。ミドル部門はフロント部門から時価評価に必要なデータを収集し、使用するインプットや時価のレベルの分類が方針及び手続に準拠しているかを検証しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、ミドル部門及びバック部門において、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債(銀行保証付私募債)の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は市場金利等適切な指標に与信管理上の内部格付ごとの信用スプレッドを上乗せした利率であり、このインプットの著しい上昇（低下）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。

なお、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」は、該当ありません。

1．満期保有目的の債券（2023 年 9 月 30 日現在）

該当事項はありません。

2．その他有価証券（2023 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,345	5,604	3,741
	債券	6,623	6,415	207
	国債	1,740	1,588	151
	地方債	883	881	1
	社債	3,999	3,945	54
	その他	4,889	4,314	575
	小計	20,858	16,334	4,524
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	229	250	△21
	債券	56,817	59,754	△2,937
	国債	8,268	9,540	△1,272
	地方債	12,736	13,650	△913
	社債	35,812	36,564	△751
	その他	11,808	12,231	△422
	小計	68,855	72,236	△3,381
合計		89,713	88,570	1,143

3．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間における減損処理額は、株式 14 百万円であります。

有価証券の減損処理については、「有価証券減損処理規定」に従い、時価が取得原価に比べて 50％以上下落した場合、もしくは時価が 30％以上 50％未満の下落率で、発行会社の財政状態や信用状況、過去の一定期間における時価の推移等を勘案し、回復の見込みがあると認められない場合に減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	967 百万円
減価償却	183
その他	323
繰延税金資産小計	1,474
評価性引当額	△187
繰延税金資産合計	1,287
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△221
その他有価証券評価差額金	△329
その他	△750
繰延税金負債合計	△1,301
繰延税金負債の純額	△14 百万円

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　10,642 円 92 銭

１株当たりの中間純利益金額　　161 円 33 銭

（注）株主資本において自己株式として計上されている役員報酬ＢＩＰ信託が保有する当行株式は、１株当たりの純資産額の算定上、中間期末発行済株式数から控除する自己株式に含め、１株当たりの中間純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

１株当たりの純資産額の算定において控除した当該自己株式の中間期末株式数は 43 千株であり、１株当たりの中間純利益金額の算定において控除した当該株式の期中平均株式数は 44 千株であります。

（重要な後発事象）

１．当行と株式会社ふくおかフィナンシャルグループとの経営統合について

当行は、2023 年 10 月１日を効力発生日として、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ（以下、「ＦＦＧ」といいます。）を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　福岡中央銀行

事業の内容　銀行業

（２）企業結合を行った目的

当行及びＦＦＧは、グループとしての総合力を一段と発揮し、地域のあらゆる層のお客さまをサポートすることによって、地域経済の持続的な発展に貢献してまいります。

（３）企業結合日

2023 年 10 月１日

（４）企業結合の法的形式

株式交換

（５）結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

（１）株式の種類別の交換比率

①普通株式

当行の普通株式１株に対してＦＦＧの普通株式 0.81 株を割当て交付しております。

②第１回Ａ種優先株式

当行の第１回Ａ種優先株式１株に対してＦＦＧの普通株式 2.71 株を割当て交付しております。

（２）株式交換比率の算定方法

①普通株式

複数のフィナンシャル・アドバイザーに株式交換比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、算定しております。

②第１回Ａ種優先株式

株式交換決定時に当行の第１回Ａ種優先株式の価値を確定し、当行の第１回Ａ種優先株式１株につき対価として交付されるＦＦＧ普通株式の割当額を、効力発生日の直前の一定期間におけるＦＦＧ株式の平均株価を基に決定する変動制株式交換比率方式により算定しております。

なお、効力発生日の直前の一定期間とは、2023 年９月４日から同年９月 15 日までの 10 取引日の間の各取引日（但し、取引が行われなかった日は除きます。）であります。

（３）交付株式数

①普通株式

普通株式　1,890,824 株

②第１回Ａ種優先株式

普通株式　　227,098 株

２．自己株式の消却について

当行は、2023 年９月 25 日開催の取締役会において、会社法 178 条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

（１）自己株式の消却を行う理由

当行とＦＦＧとの経営統合にあたって、2023 年６月 29 日開催の当行の定時株主総会及び普通株主による種類株主総会において承認された株式交換契約にしたがい、自己株式の消却を行うものであります。

（２）消却した株式の種類

普通株式及び第１回Ａ種優先株式

（３）消却した株式の総数

普通株式	760 株
第１回Ａ種優先株式	186,200 株

（４）消却実施日

2023 年 10 月１日